

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	御祭4区 (御祭四区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、高齢者が水稻・葉たばこ・ハウス野菜・ピーマン等を作付けしている。水稻については、米余りによる長期の生産調整から、農作業の非効率な水田約3割程度が耕作放棄地となっている。しかし、耕作放棄地の中で中山間管理対象水田・畑は、秋の町調査に合わせ雑草で荒れた農地の整備に苦労している。葉たばこについては、生産者が高齢となり10年後は葉たばこ農地は耕作放棄地候補が避けられない。ハウス野菜・ピーマン等については、生産意欲のある高齢者が行っているが、意欲・体力の勝負となる。地域家計の収入源は、会社勤めの賃金収入が殆どである。後継者が、定年後農地を耕すのは、趣味の菜園程度の農地と考えられる。先祖から受け継いできた法面の多い条件の悪い農地について、現状高齢者が夏場雑草が繁茂する農地を汗だくで草刈り他維持管理に悪戦苦闘している。後継者の農地に対する意識は負の遺産の認識。多面的機能支払交付金事業に取り組んでいるが継続実施が厳しい状況になってきた。今後は、非農家も含めた地域資源の維持管理における実施体制の構築が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、殆どの家計の収入源は会社勤めの賃金収入である。農業収入で生計を営んでいる家庭は限られており、また、高齢者である。近況として、稲作をしている農家で機械が壊れたのを機会に、水田を耕作できる方に委託する農家が増えている。しかし、農地を受ける側の年齢が高齢化しており、受け入れられない農地が増加し管理放棄農地として荒廃している。条件の悪い農地で生計を立てる後継者及び地域での農業法人設立は困難。
10年後農地バンク集約を目指し、大規模農業法人に農地活用を委託する方向で協議を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
大規模農業法人に委託を前提条件と考え、集積・集約化の重要性を協議認識し、団地面積の拡大を図り農地バンクへ貸付け委譲する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付け、大規模農業法人の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を農地中間管理機構関連農地整備事業により令和10年度より取り組む予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地バンク貸付けによる農地活用を前提に、JAと情報連携及び他地域の農地活用事例情報を収集し地域全体で最善策を協議する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地バンク貸付け先、大規模農業法人の農産物生産活動に対し、地域が出来る支援協力は惜しまない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--